

# 臼杵市工場立地法地域準則条例説明資料

## 平成24年度より地方分権第二次一括法の施行(権限移譲)

### 目的

権限移譲により、市は「市準則」を定めることができるようになり、市準則では、国の基準の範囲内で区域及び緑地等の面積率を設定することができるようになり、臼杵市も地域の事情にあった緑地等の設置規制の緩和を行う。

### 内容

敷地に占める緑地及び環境施設の設置面積を、これまで一律緑地20%、環境施設25%から、下記のとおり準工地域は10%、工業地域は15%の引き下げを行う。

区 域	敷地面積に対する緑地面積率	敷地面積に対する環境施設面積率
準工地域	10%以上	15%以上
工業地域	5%以上	10%以上
用途指定外地域	5%以上	10%以上

※地域については、都市計画法上の地域。

### メリット

緑地及び環境施設の設置義務を緩和することで、企業の誘致及び既存工場の増設を促すことができる。